

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（案）

大津町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 大津町区域

（1）現況

本地域は、白川流域の水田地帯と南北の畑地帯に分かれており、白川沿いの水田地帯は地下水涵養で重要な地域である。しかしながら、高齢化の進行や農業後継者の不足のため、農道やかんがい施設の維持管理、農用地の保全に関する取組を実施することにより、担い手の負担を軽減することが必要である。

（2）目標

（1）を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進することにより、景観形成や耕作放棄地の発生防止を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大津町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 推進体制

基本方針に定める、県及び市町村、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。